

『大学入学者選抜実施要項』の抜粋

令和8(2026)年度 2~3

「鏡文」、「第4 試験期日等」の全文、「第6 評価方法」の項目

令和7(2025)年度 4~10

「鏡文」、「第1 基本方針」・「第2 アドミッション・ポリシー」・「第3 入試方法」・「第4 試験期日等」
・「第6 評価方法」・「第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表」
・「第8 募集人員」の全文

令和2(2020)年度 11~13

「第1 基本方針」・「第2 アドミッション・ポリシー」・「第3 入試方法」・「第4 試験期日等」の全文、
「第6 評価方法」の項目

- 最新のデータは、文部科学省 Web サイトの以下のページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/index.htm

- またそれ以前のものは、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業の以下のページにアクセスし
「保存日」を遡ることにより、平成 20(2008)年度版まで入手することができます。

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14367970/www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/index.htm

7文科高第313号
令和7年6月3日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
伊藤学司

令和8年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙のとおり合意されましたので通知します。

本要項においては、学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ実施することや、総合型選抜及び学校推薦型選抜において教科・科目に係る個別テストを実施する場合の取扱について追記しており、この点も含め十分にご確認頂くようお願いいたします。

大学入学者選抜は、高等学校における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施されるものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮することが求められます。

このため、各大学においては、別紙の要項を遵守し、大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いいたします。

なお、昨年度の入学者選抜については要項違反が多数散見された中、「大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について（依頼）」（6文科高第1518号令和6年12月24日付け高等教育局長通知）により遵守を求めており、また本要項の協議の過程においては、国公私立大学の代表者より要項を遵守する表明がなされ、その前提の下で本要項の合意に至ったところです。各大学においては、このような経緯を十分に理解の上、本要項の遵守徹底のもとで選抜を実施していただくよう改めてお願ひいたします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課 大学入試室入試第二係
須貝、金子
TEL: 03-5253-4111 (内線 2495)
E-mail: gaknyusi@mext.go.jp

令和8年度大学入学者選抜実施要項
(令和7年6月3日付け 7文科高第313号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

<中略>

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和8年1月17日、18日

追試験 令和8年1月24日、25日

- 2 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和8年2月1日から3月25日までの間

なお、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、上記の期間（令和8年2月1日）よりも前に教科・科目に係る個別テストを実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、第6の3又は5に掲げる評価方法と必ず組み合わせて丁寧に評価しなければならない。

ただし、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和8年3月31日まで

- 3 第6の3から5に掲げる評価方法については、令和8年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和7年9月1日以降とし、その判定結果を令和7年11月1日以降に発表する。

- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和7年11月1日以降とし、その判定結果を令和7年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

- 6 帰国生徒又は社会人を対象に選抜区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。

第5 調査書

<中略>

第6 評価方法

- 1 教科・科目に係る個別テストの実施

<中略>

- 2 大学入学共通テストの利用

<中略>

- 3 小論文・面接・実技検査等の活用

<中略>

本記載の小論文・面接・実技検査等（第6の3）については、第6の1と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、令和8年2月1日以前に行う際、専ら教科・科目に係る知識等を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。

- 4 資格・検定試験等の成績の活用

<中略>

- 5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

<以下略>

6 文科高第 299 号
令和 6 年 6 月 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
池田貴城

令和 7 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙のとおり合意されましたので通知します。

本件については、「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 文科高第 471 号高等教育局長通知）において予告した内容を踏まえた見直しのほか、内容の明確化や充実を図る観点から、帰国生徒又は社会人の試験期日等について要項で定めた期日によることを要しないことや、入学志願者が記載する資料等について記載内容や活用等について追記しています。

加えて、調査書の出欠の状況を推薦要件や合否判定の一つ材料として活用する際の留意事項を明確化するとともに、障害のある入学志願者への合理的配慮等について追記しています。

各大学においては、別紙の要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願ひいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室入試第二係
須貝、平松
TEL : 03-5253-4111 (内線 2495)
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和7年度大学入学者選抜実施要項
(令和6年6月5日付け 6文科高第299号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の11(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それについて適切に評価・判定

するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和5年2月24日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

第3 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、第6に掲げる学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。

その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な探究の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

(1) 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

(2) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。

*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。

② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(3) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれ

か一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

- ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

2 上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

- (1) 高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学科卒業生及び卒業見込み者

この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- (2) 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人

この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- (3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者

この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考へる者（例えは、理工系分野における女子等）について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。

その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。

3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和7年1月18日、19日

追試験 令和7年1月25日、26日

2 第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間

なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

- (3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。

- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。
- 6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。

第5 調査書

＜中略＞

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適當と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。
 - ③ 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。
- (6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和5年6月2日付け5文科高第370号文部科学省高等教育部長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

- (2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。
- (4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、エッセイ、面接、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

これらの評価方法等による場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

- (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。

② 高等学校の専門学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。

③ 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

④ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

- (2) 資格・検定試験等の成績の活用に際しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など志願者本人が記載する資料等を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、以下に掲げる内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

- (1) 活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようするため、以下のようないくつかの記載を求める。
 - ① 「総合的な探究の時間」や理数探究等において取り組んだ課題研究等。
 - ② 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーサイエンスハイスクール（SSH）を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）。
- (2) 大学入学希望理由書や学修計画書を活用する際には、各大学が、学部等の教育内容を踏まえ、入学志願者に対し、入学希望理由や入学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載させる。
- (3) 特に総合型選抜や学校推薦型選抜においては、志願者本人が記載する資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。
- (4) 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）において実技に関し評価を行う場合には、必要に応じ、志願者本人が記載する資料を積極的に活用する。

なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和6年6月5日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際にも同様とする。
- 2 学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようになることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

＜以下略＞

令和2年度大学入学者選抜実施要項

(令和元年6月4日付け 元文科高第102号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

※平成29年4月1日から、全ての大学において、上記三つの方針の策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するためには必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれにに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。

その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。
- 2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。
- ② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述する。
 - ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による検査の成績を合否判定に用いる。
 - イ 大学入試センター試験の成績を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
 - ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
 - エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。
- ④ ③ア～エを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(2) 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に記述する。
- ② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定が困難な場合は、上記①③ア～エの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。

(3) 専門学科・総合学科卒業生入試

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国子女入試・社会人入試

帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。
- 4 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない。

第4 試験期日等

- 1 各大学で実施する一般入試及び専門学科・総合学科卒業生入試における学力検査の期日並びにアドミッション・オフィス入試及び推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。
 - (1) 試験期日 令和2年2月1日から4月15日までの間
 - (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。
 - (3) 合格者の決定発表 令和2年4月20日まで
- 2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を令和元年8月1日以降とする。
- 4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を令和元年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。
- 5 帰国子女入試・社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。

第5 調査書

＜中略＞

第6 学力検査等

- 1 個別学力検査
＜中略＞
- 2 大学入試センター試験の利用
＜中略＞
- 3 小論文、面接、実技検査等の活用
＜中略＞
- 4 資格・検定試験等の成績の活用
＜中略＞

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

＜以下略＞